トータルコンサルティングオフィス

説理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 亚 本 祐

事務所 水戸市宮町 2-3-102 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

決断の多くは「何かを捨てて、何かを取 る」ことだと思います。変化を自ら起こす ことですから摩擦も生まれます。過去の成 功に対する自信から捨てることへの迷いも 生まれます。決断のための必要な情報は現 場にあります。経営者は交流会や会合に時 間を割くより、現場で何が起きているかを 自分の目で確かめるべきでしょう。

「人生は何かを得れば何かを失う。何かを 失えば何かを得られる」と言ったのは、美 輪明宏です。これを「正負の法則」と言い ます。宝くじやサッカーくじで何億も当選 した人はその反面、失うものも大きいです。

── 私の書棚より

- ○だれにでも容易に手に入る製品やサ ービスであれば、とくに企業が存在し てその提供を業とする必要はない。そ の提供プロセスに何らかの困難さが伴 うからこそ、その困難さを解決する努 力が企業の「提供プロセス」の中核に なるのである。
- ○利益という数字は「社会からのお褒 めの金額表示」あるいは「顧客満足度 の指標」と考えてもいいだろう。

「経営を見る眼」 伊丹敬之著 東洋経済新報社

税 務アンテナ

□壁の塗り替えやクロスの張替えの費用は、 建物を維持管理する上で必要であれば、材 料や工法等に格段の改善がない限り、その 全額が修繕費として処理できます。なお、 資本的支出か修繕費か判定がつかないもの は、その金額が60万円未満か、修理、改良 の対象とした資産の前期末の取得価額の 10 %以下であれば、修繕費として認めること としています。

ただし、自己の使用に供するため、他か ら購入した固定資産について支出した金額 や、現に使用していなかった固定資産につ いて新たに使用するために支出した金額は、 たとえ同程度の壁の塗り替えや張替えであ っても、修繕費として処理できません。

□法人が銀行借入に際して、代表取締役を 保証人にして、その代表取締役に保証料を 支払った場合には、支払保証料の額にうち 相当な額と認められるものは、返済期間に 配分して各事業年度の損金の額に算入でき ます。また、信用保証としての役務の提供に係る対価は、消費税が非課税とされます。

なお、受け取った保証料は、代表取締役 の雑所得となり、確定申告の必要がありま す。

税務に関するご質問をお受けしております。 お気軽にお問い合わせ下さい。

12月 税 務 ス

10 日 ○ 11 月分の源泉所得税の納付

31 目

- 10 月決算法人の確定申告
- 20 年 4 月決算法人の中間申 告(予定申告)
- 20 年 1 月、4 月、7 月決算法 人の消費税中間申告

(年末年始につき1月5日)

31 日	○ 12 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 29 日)

今月の贈る言葉『終わってしまうものは一つもない。すべてが始まり』by 谷川俊太郎